2　第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者が前項第一号に掲げる者に該当し、かつ、同項第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十一号

健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十八条第一項、第三十条及び第百六十条の三並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百二十四条及び附則第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「介護納付金」という。）並びに」を「介護納付金」という。）、」に、「の納付」を「並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付」に改める。

第二十九条中「（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金」を「（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」に改め、「及び介護納付金の納付」を削り、「十二分の一に相当する額」の下に「並びに同項の指定をすべき年度の直前の年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の十二分の一に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額」を加える。

第四十六条第一項中「相当する額」の下に「並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の十二分の一に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額」を加える。

第四十八条第一項中「相当する額」の下に「並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の十二分の一に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額」を加える。

第六十三条第三号中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削る。

第七十一条及び第七十二条中「一般保険料額」を「一般保険料等額」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「相当する額」の下に「並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金（附則第六条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要した費用の額の十二分の一に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額」を加える。

第三十四条第三号中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削る。

附則第六条中「相当する額」の下に「並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の十二分の一に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額」を加える。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十二号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年六月十四日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十三号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）附則第十一条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条・第六条）
附則